

(第78期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 78 期 報 告 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 監 査 報 告
監 査 役 会 監 査 報 告

中 央 魚 類 株 式 会 社

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善に加え、インバウンド需要の増加により、緩やかな回復基調となりました。

一方で、エネルギーや原材料、人件費など様々なコストの上昇、物価高を受けた消費者の節約志向の高まり等に加えて、アメリカの通商政策に端を発した世界情勢の変動も予想され、先行き不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループの中核事業である水産物卸売事業においては、漁期や漁場の変化による生鮮魚の水揚げは減少しましたが量販店や外食、インバウンド需要の回復基調により冷凍品の取扱いが増加し、水産物取扱数量は、前年対比増加しました。冷蔵倉庫事業では、人件費や修繕費が増加しましたが、保管料・荷役料の値上げや業務の効率化に努め利益は増加しました。

この結果、当社グループ売上高は149,902百万円（前期比9.0%増）となり、営業利益は3,229百万円（前期比31.0%増）、経常利益は3,508百万円（前期比36.2%増）となりました。以上により、親会社株主に帰属する当期純利益は2,901百万円（前期比35.9%増）となりました。

当社グループの事業部門別の概況は次のとおりであります。

<水産物卸売事業>

水産物卸売事業は、生鮮魚の水揚げが不安定でありましたが冷凍品の取扱い増により、売上高は140,579百万円（前期比9.3%増）となり、マグロ・エビ・カニ等の商材を中心に、業務筋向けの販売が好調だったことによりセグメント利益は2,002百万円（前期比51.5%増）となりました。

<冷蔵倉庫事業>

冷蔵倉庫事業は、保管料・荷役料収入の増加により売上高は8,026百万円（前期比5.2%増）となりました。人件費や冷蔵倉庫の修繕費が増加しましたが、電力料等の費用の削減に努め、セグメント利益は634百万円（前期比16.6%増）となりました。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業は、売上高602百万円（前期比3.9%減）となり、修繕費等の増加より、セグメント利益は550百万円（前期比2.2%減）となりました。

<荷役事業>

荷役事業は、取扱数量は減少しましたが、手数料の値上げにより売上高は693百万円（前期比7.4%減）、セグメント利益は41百万円（前期比17.8%増）となりました。

（事業部門別売上高明細）

事業区分	2024年度（当期）		前期比
	金額	構成比	
水産物卸売事業	140,579	93.8	109.3
冷蔵倉庫事業	8,026	5.3	105.2
不動産賃貸事業	602	0.4	96.1
荷役事業	693	0.5	92.6
合計	149,902	100.0	109.0

(2) 設備投資の状況

当期中における当社グループの設備投資の総額は2,156百万円であります。その主な内容は、水産物卸売事業における情報システム開発費用等でありませ

(3) 対処すべき課題

当社グループを取巻く環境は、インバウンド消費の拡大など新たな環境によるサービス分野での回復が期待できる一方、漁獲量の減少や気候変動による漁場の変化、また労働力不足による人件費などの様々なコストの上昇、アメリカの関税政策による景気動向など先行きは不透明な状況にあります。

こうした状況下、グループ各社がそれぞれの機能を高めるとともに、マルナカグループとして顧客の経営課題の解決につながる提案を行い、シナジー効果を発揮してまいります。2026年3月期の連結業績予想につきましては、売上高1,500億円、営業利益33億円、経常利益36億円、親会社株主に帰属する当期純利益25億円としております。

水産物卸売事業におきましては、当社グループ各社が持つ各機能を最大限に活かし、水産物の集荷販売や商品開発だけではなく、マルナカグループの保有するサプライチェーン拡充により顧客の課題解決に注力してまいります。

冷蔵倉庫事業におきましては、保管スペースが逼迫した状況が続いており、取扱量の増加が見込めない中、荷役作業の効率化や省エネ型冷凍機への交換、太陽光発電の活用など経費の削減に努め、倉庫業務の省人化や自動化に向けた検証実験も積極的に進め、首都圏で約218,000トンとなる冷凍・冷蔵保管スペースをより効率的に活用してまいります。

不動産賃貸事業におきましては、賃貸物件のリノベーションにより価値を高め、賃貸収入の増加を進めてまいります。

荷役事業におきましては、荷役事業、ロジスティック事業の新規顧客開拓による売上拡大をすすめ、合理的な人員配置と経費の削減に取り組んでまいります。

当社は、卸売市場における公共的使命を担う企業として食の安全・安心の重要性を従来にも増して強く認識し、消費者が安心して食することのできる安全な商品の取り扱いに最大限の努力をしまっている所存です。また、デジタル化推進によって、情報連携の迅速化と品質管理の強化を図り、豊富な品揃えと産地情報を活用した集荷力、販売力の向上とともに、グループ各社とのシステム連携による業務効率の向上も目指してまいります。

当社グループでは、グループ全体の効率的な会社運営を目指すとともに、引き続きコスト削減などの経営改善に取り組んでまいります。さらに、コンプライアンスの向上、社会規範の順守、債権管理強化等による健全な財務体質の構築、グループ会社を横断した人的資源の相互活用や人材教育の充実にも意を用い、取引先各位に信頼され、社会から必要とされる企業グループとして努力してまいります。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2021年度 第 75 期	2022年度 第 76 期	2023年度 第 77 期	2024年度 第 78 期 (当 期)
売上高 (百万円)	121,842	137,482	137,588	149,902
経常利益 (百万円)	2,030	2,127	2,576	3,508
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,152	1,387	2,134	2,901
1株当たり当期純利益(円)	288.63	347.40	534.42	726.41
総資産 (百万円)	71,613	73,293	78,415	74,760
純資産 (百万円)	29,031	26,121	30,999	33,811

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	2021年度 第 75 期	2022年度 第 76 期	2023年度 第 77 期	2024年度 第 78 期 (当 期)
売上高 (百万円)	83,881	98,182	98,512	102,983
経常利益 (百万円)	813	831	592	1,385
当期純利益 (百万円)	974	635	1,033	1,769
1株当たり当期純利益(円)	243.93	159.08	258.76	442.91
総資産 (百万円)	28,463	35,990	39,721	41,546
純資産 (百万円)	17,447	18,227	21,883	23,562

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
柏 魚 市 場 株 式 会 社	80	100.0	水産物卸売事業 冷蔵倉庫事業
株 式 会 社 ホ ウ ス イ	2,485	100.0	水産物卸売事業
マルナカロジスティクス株式会社	20	95.0	荷 役 事 業

(注) 1. 連結子会社は、上記重要な子会社3社のほか、(株)水産流通、中央フーズ(株)、(株)せんにち、(株)豊海を含む7社であります。また、持分法適用関連会社は、船橋魚市(株)1社であります。

2. 当社の持分法適用関連会社でありましたオーシャンステージ㈱は、2023年10月31日付で解散し、2024年6月5日に清算終了したため持分法適用の範囲から除外しております。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業の内容
水産物卸売事業	東京都内および千葉県内の公設卸売市場ならびに市場外における水産物およびその加工製品の卸売業等
冷蔵倉庫事業	首都圏における冷蔵倉庫業
不動産賃貸事業	保有する不動産の一部の賃貸業
荷役事業	豊洲市場内における水産物等の荷役業

(7) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

名 称	営業所名 (所在地)
中央魚類株式会社	本 社 (東京都江東区、豊洲市場)
柏魚市場株式会社	本 社 (千葉県柏市、柏市場)
株式会社ハウスイ	本 社 (東京都江東区) 仙台支店 (宮城県仙台市)、大阪支店 (大阪府吹田市)、 福岡支店 (福岡県福岡市)、豊洲冷蔵庫(東京都江東区)、 豊海第一冷蔵庫、豊海第二冷蔵庫、豊海第三冷蔵庫 (以上 東京都中央区)、大井冷蔵庫 (東京都大田区)、船橋冷蔵 庫 (千葉県船橋市)、市川物流センター、市川流通センタ ー(以上 千葉県市川市)、厚木物流センター (神奈川県伊 勢原市)、川島物流センター(埼玉県比企郡川島町)
マルナカロジスティクス株式会社	本 社 (東京都江東区)
株式会社水産流通	本 社 (東京都中央区、豊海流通センター)

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
水産物卸売事業	526 (483)	45 (△18)
冷蔵倉庫事業	202 (2)	△7 (△4)
荷役事業	79 (18)	△13 (2)
合計	807 (503)	25 (△20)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均就業人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
208	△3	44.6	14.7

(注) 使用人数は就業人員であり、上記のほか臨時雇用者が1名おります。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	8,236
株式会社三井住友銀行	1,995
城北信用金庫	1,952
株式会社きらぼし銀行	1,946
株式会社みずほ銀行	1,918

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|------------|---------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,240千株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,315千株 |
| ③ 株主数 | 5,853名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ニッスイ	479	12.0
株式会社足利本店	305	7.6
株式会社極洋	214	5.3
株式会社三菱UFJ銀行	180	4.5
株式会社みずほ銀行	180	4.5
東洋水産株式会社	161	4.0
株式会社築地蟹商	108	2.7
伊藤裕康	99	2.4
株式会社ニチレイフレッシュ	59	1.4
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	59	1.4

(注) 当社は自己株式 (321,046株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	伊 藤 裕 康	会長執行役員 一般社団法人豊洲市場協会 代表理事(会長)
代 表 取 締 役 (CEO兼COO)	今 村 忠 如	社長執行役員 株式会社豊海 代表取締役社長
取 締 役	松 本 孝 志	専務執行役員 柏魚市場株式会社 取締役会長
取 締 役	福 元 勝 志	執行役員、管理本部本部長 兼 情報システム部部長
取 締 役	三 田 薫	執行役員、経営戦略室室長
取 締 役	中 澤 強 志	執行役員、営業本部本部長
取 締 役	浜 田 晋 吾	株式会社ニッスイ 代表取締役社長執行役員
取 締 役	足 利 金 兵 衛	株式会社足利本店 取締役会長
取 締 役	久 光 弘 祐	株式会社極洋 執行役員 東京支社長
取 締 役	木 曾 琢 真	
常 勤 監 査 役	池 本 新 介	
監 査 役	澤 野 敬 一	
監 査 役	平 尾 嘉 昭	弁護士 アイザワ証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 浜田晋吾、取締役 足利金兵衛、取締役 久光弘祐、取締役 木曾琢真の四氏は社外取締役であります。
2. 監査役 澤野敬一、監査役 平尾嘉昭の両氏は社外監査役であり、取締役 木曾琢真氏、監査役 平尾嘉昭氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。
5. 社外取締役 浜田晋吾氏は2025年5月14付けで株式会社ニッスイの代表取締役会長に就任しております。
6. 2024年6月27日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって取締役 島脇義知氏、社外取締役 山口敬三氏は任期満了のため取締役を退任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、2021年2月26日開

権の取締役会にて決議された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と、単年度の業績に連動する賞与で構成する。社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬である取締役報酬を支給する。これに加えて、代表取締役については代表権報酬を支給し、グループ会社全体を監督する会長、社長、副社長についてはグループ監督報酬を支給する。なお、執行役員を兼務する者については、別途定める執行役員報酬を支給する。これらの基本報酬は、当社の事業環境、社会情勢や同業他社の水準等を考慮の上、必要に応じて見直すものとする。

c. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与は、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とし、各取締役の役位、単年度の会社業績、各取締役の経営への貢献度の3要素で決定する。賞与は、各取締役の役位に応じて標準額を定め、会社業績については、当社事業の成果を適切に反映するとの判断から営業利益を主な指標とし、目標値への達成度を勘案して業績係数を決定する。最終的な賞与支給額は、これらの役位別標準額と業績係数に加え、各取締役の経営への貢献度に関する評価結果を、総合的に勘案して決定する。なお、賞与を支給する場合は、所定の時期に一括で支給するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、2019年9月に設置した指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会（下記eの委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与の額及び各取締役の評価とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役、社長及び会長により構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定をしなければならないこととする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	225 (38)	205 (38)	20 (-)	- (-)	12 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (8)	21 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	247 (46)	227 (46)	20 (-)	- (-)	15 (7)

- (注) 1. 上記の支給額合計247百万円のうち、社外役員（社外取締役5名、社外監査役2名）に対する支給額は46百万円です。
2. 当事業年度に係る業績連動報酬等につきましては、単体における売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益及び卸売事業における営業利益を勘案した上で、営業利益を業績連動報酬額の指標とした業績係数と、各取締役の目標の達成度を勘案した評価係数を、役位毎に定められた賞与標準額に乗じて決定しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第71期定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役年額40百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第63期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長今村忠如に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）

- ・取締役 浜田晋吾氏は、株式会社ニッスイの代表取締役社長執行役員を兼務しております。なお、当社は株式会社ニッスイとの間に営業上の取引がありません。
- ・取締役 足利金兵衛氏は、株式会社足利本店の取締役会長を兼務しております。なお、当社は株式会社足利本店との間に営業上の取引があります。
- ・取締役 久光弘祐氏は、株式会社極洋の執行役員 東京支社長を兼務しております。なお、当社は株式会社極洋との間に営業上の取引があります。
- ・監査役 平尾嘉昭氏は、アイザワ証券株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とアイザワ証券株式会社との間に営業上の取引はありません。

ロ. 主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 浜田晋吾氏は、当期中に開催された取締役会には14回中11回出席し、主に水産業界の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業及び経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 足利金兵衛氏は、当期中に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に水産業界の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業及び経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 久光弘祐氏は、取締役就任以降、当期中に開催された取締役会には11回中10回出席し、主に水産業界の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業及び経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 木曾琢真氏は、当期中に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に日本経済の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業を超えたより広い経済環境という視点から経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- ・ 監査役 澤野敬一氏は、当期中に開催された取締役会には14回中14回出席し、監査役会には14回中13回出席しております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては監査の実施状況および結果について意見交換を行い、必要な協議を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産資源の政策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・ 監査役 平尾嘉昭氏は、当期中に開催された取締役会には14回中14回出席し、監査役会には14回中14回出席しております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては監査の実施状況および結果について意見交換を行い、必要な協議を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家として専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
監査法人 和宏事務所
- ② 報酬等の額

	支 払 額
1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

① 決議の内容の概要

- ・ 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

当社は取締役会及び経営会議において、各部門担当取締役及び執行役員から職務の執行状況について随時報告を求め、コンプライアンス状況をモニタリングする。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス統括部署と連携し、コンプライアンスプログラムを立案・実行する。また、業務監査室は監査役会及び監査法人と必要な意見・情報交換を随時行い、内部通報制度を構築し適正な運用を実施する。

当社は財務報告の適正性を確保するため、関連する社内規程等を整え、財務報告の適正性を確保する方策を策定してこれを継続的に管理・運用することにより、金融商品取引法と関連法令等に基づく内部統制システムを構築する。

コンプライアンス上の問題が発生した場合、コンプライアンス委員会に諮って意見を伺い、弁護士等の専門家の助言を受けるなどして適切な対応と再発防止策を速やかに実施する。

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係しないことを企業倫理として掲げるとともに、反社会的勢力による被害を防止するため対応部署と責任者を定めて一元的管理を行い、所轄警察署等と緊密な連携のもと毅然とした態度で対処する。

- ・ 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務の執行に係る情報は、関係法令や社内規程に則り適切に保存・管理するとともに、所管部門においては、容易に検索・閲覧ができる状態を整備するものとする。

- ・ 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社では、各部門を担当する取締役及び執行役員により、各担当部門において内在しかつ想定されるリスクを分析し管理することを随時実施する。これを経営会議に諮り、全社的にリスク対応のできる体制を整備するとともに、緊急事態発生時については、経営会議主導による迅速な対応策を実行できる体制とする。また、リスクの未然防止のために、随時、社内教育にも力を注ぐこととする。

業務監査室は各部門の事業監査を通じてリスク管理体制の状況を経営会議に報告する。

- ・ 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役会は年度計画を策定し、代表取締役は目標達成に向けてこれを遂行する。その目標を適切に遂行できるよう、毎月1回開催する業績対策会議等において全社的浸透を図る。

職務遂行が適正かつ効率的になされるよう社内決裁基準に則って、社内各責任者に権限が委譲されるものとする。

経営会議では取締役及び執行役員の職務執行の進捗状況について随時報告がなされるものとし、その他経営上の諸問題等について迅速な対応がとれるよう原則として月2回開催する。

- ・ 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）

ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ）

ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）

ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ニ）

グループ各社はコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的業務体制、文書保存体制等についてそれぞれ社内体制を確立するようコンプライアンスプログラムを策定し、当社コンプライアンス委員会に四半期毎に進捗を報告する。当社は、グループ会社の進捗を当社の進捗状況と併せて半期毎に当社取締役会に報告する。

グループ各社において不適切な取引その他コンプライアンス上重大な問題が発生するおそれが生じた場合や会社の財産に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合は、当社グループの役職員が当社代表取締役、コンプライアンス統括部署又は業務監査室に直接に通報できる体制を整える。

グループ全体の経営を統括し適切に管理するため、グループ各社代表者が出席するグループ社長会を原則として毎月1回開催し、それぞれ職務執行状況の報告や重要な経営施策の検討を行う。

- ・ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役設置会社の監査役の第1号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号）

監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かないものの、監査役会の求めに応じて総務部、経理部の各スタッフがサポートする。

業務監査室は、監査役会との協議に基づき監査役会の要請する監査を実施しその結果を監査役会に報告できる体制とする。

監査役の職務を一定期間、常時補助することとなった使用人は、監査役会の指揮命令下で行動する。また、当該使用人の人事考課につき、監査役補助業務に従事した期間分については監査役会が意見を述べるようにする。

- ・ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

イ、当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）

ロ、当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号ロ）

当社グループの役職員は、当社の各監査役及び監査役会の求めに応じて職務の執行状況を遅滞なく報告し又は必要な資料等を提出しなければならないものとする。

当社グループの役職員は職務の執行に際し、法令・定款・社内規程に違反する事項その他コンプライアンス上重大な事項又は会社の財産に著しい損失を及ぼすおそれが発生した場合は、直ちに当社の各監査役又は監査役会に直接報告することができる体制を整備する。

当社業務監査室は定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理との現状を当社の監査役又は監査役会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、定期的に当社グループの役職員からの内部通報の状況について当社の各監査役又は監査役会に報告する。

ハ、監査役へ前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社は当社の監査役へ当該報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- 二、当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ・その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
監査役会からの監査基準・計画は取締役、執行役員全員に回覧し監査の実施に協力する体制をとる。
監査役会は代表取締役との定例的な意見交換を行う。
監査役会と業務監査室とは監査の意見・情報交換を随時行う。
監査役会と業務監査室と監査法人とは必要により連携して監査業務を遂行する。
監査役会の監査業務につき独自に弁護士等の専門家の助言を受ける機会を保障する。
社内重要会議議事録や稟議書その他監査役会が必要とする文書については監査役会に遅滞なく回覧される体制を整備する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第118条第2項）

当社及びグループ各社では、継続的に内部統制システムの整備に取り組んでおります。運用状況につきましては、運用上見出された問題点、改善及び再発防止策への取り組みを毎月、取締役会及び監査役会に報告、協議することにより適切な内部統制システムの整備、運用を実施しております。

グループ各社につきましては毎月1回行うグループ社長会において運用状況の報告がされることにより内部統制システムの運用状況の把握をしております。

また、コンプライアンス意識の徹底を図るため、当社及びグループ会社にてコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス委員会により四半期毎に進捗をモニタリングし、半期毎に取締役会に報告しております。

本報告書に記載した金額および株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,590	流動負債	21,449
現金及び預金	5,529	支払手形及び買掛金	11,434
売掛金	12,622	短期借入金	3,525
商品及び製品	11,425	1年内返済予定の長期借入金	2,097
原材料及び貯蔵品	50	未払金	466
その他	301	未払法人税等	1,108
貸倒引当金	△339	賞与引当金	410
固定資産	45,170	役員賞与引当金	44
有形固定資産	27,385	修繕引当金	30
建物及び構築物	18,637	その他	2,333
機械装置及び運搬具	1,274	固定負債	19,498
土地	6,218	長期借入金	13,614
リース資産	1,011	繰延税金負債	2,814
建設仮勘定	9	役員退職慰労引当金	14
その他	232	退職給付に係る負債	1,458
無形固定資産	3,676	長期未払金	87
借地権	2,516	その他	1,509
その他	1,160	負債合計	40,948
投資その他の資産	14,108	(純資産の部)	
投資有価証券	12,514	株主資本	25,319
長期貸付金	41	資本金	2,995
繰延税金資産	546	資本剰余金	18
退職給付に係る資産	644	利益剰余金	23,007
差入保証金	288	自己株式	△701
その他	196	その他の包括利益累計額	6,717
貸倒引当金	△123	その他有価証券評価差額金	6,653
資産合計	74,760	退職給付に係る調整累計額	64
		非支配株主持分	1,774
		純資産合計	33,811
		負債及び純資産合計	74,760

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		149,902
売上原価		135,245
売上総利益		14,657
販売費及び一般管理費		11,428
営業利益		3,229
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	401	
持分法による投資利益	15	
その他	96	513
営業外費用		
支払利息	174	
その他	59	234
経常利益		3,508
特別利益		
投資有価証券売却益	844	
事業整理損失引当金戻入額	46	
固定資産売却益	15	
その他	0	906
特別損失		
固定資産除却損	70	70
税金等調整前当期純利益		4,344
法人税、住民税及び事業税	1,357	
法人税等調整額	△60	1,296
当期純利益		3,047
非支配株主に帰属する当期純利益		146
親会社株主に帰属する当期純利益		2,901

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	2,995	18	20,425	△700		22,738
剰余金の配当			△319			△319
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,901			2,901
自己株式の取得				△0		△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,582	△0		2,581
当連結会計年度末残高	2,995	18	23,007	△701		25,319

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	6,497	89	6,587	1,673	30,999
剰余金の配当					△319
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,901
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	155	△25	129	101	230
連結会計年度中の変動額合計	155	△25	129	101	2,812
当連結会計年度末残高	6,653	64	6,717	1,774	33,811

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	7社
主要な連結子会社の名称	(株)ハウスイ、柏魚市場(株) マルナカロジスティクス(株)、(株)水産流通

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	(有)マルナカサービス
連結の範囲から除いた理由	

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

関連会社の数	1社
主要な関連会社の名称	船橋魚市(株)

オーシャンステージ(株)については、当連結会計年度において清算が終了したため、持分法の範囲から除外しております。なお、清算終了までの期間に係る当期純損益(持分に見合う額)については、連結損益計算書に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称	(有)マルナカサービス
持分法を適用しない主要な関連会社の名称	北海道ベスカ(株)
持分法を適用しない理由	

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

商品及び製品	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
原材料	先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

②有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

③デリバティブ……………時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～47年

機械装置及び運搬具 4～12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④修繕引当金

当社は社宅及び賃貸不動産の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 水産物卸売事業

当事業は、水産物の委託販売業務および買付販売業務、リテールサポート業務などを行っております。水産物の委託販売業務におきましては代理人取引にあたるため顧客から受け取る対価の総額ではなく、純額(手数料相当額)を収益として認識しております。買付品販売業務におきましては商品売買取引であり、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、リテールサポート業務では、主に顧客に代わって仕入先に発注・決済その他作業等の納品サポートを行う業務であり、顧客に商品が納品された時点で収益を認識しております。

ロ. 冷蔵倉庫事業

当事業は、冷蔵倉庫における保管業務やそれに付随した入出庫業務などを行っております。これらの業務については荷物を保管する契約期間を履行義務の充足期間として収益を認識しております。運送取扱料収入につきましては、代理人取引にあたるため、顧客から受け取る対価の総額ではなく、純額(手数料相当額)を収益として認識しております。

ハ. 不動産賃貸事業

当事業は、通常の賃貸借取引に準じた金額を収益として認識しております。

ニ. 荷役事業

当事業は、豊洲市場内において行われる商品の運搬や荷役、市場外のお客様に荷物を運搬しており、荷物を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品の販売などについて出荷基準の場合に、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であれば、出荷時に収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約取引については振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建債権債務

③ヘッジ方針

為替変動リスクを回避するために行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判断を行っております。

[会計方針の変更に関する注記]

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	11,425百万円
通常の販売目的で保有する商品の収益性の低下による簿価切下額	12百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産の貸借対照表価額は主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額の算出方法については、見積売価に期末在庫数量を乗じて算出しております。見積売価については、期末日に最も近い通常取引における販売価格などにより見込んでおります。

正味売却価額の見積りは、市場の需給関係に影響を受けること、容易に見積れないものがあること等の不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）	339百万円
貸倒引当金（固定）	123百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、売掛金や貸付金等の債権について、一般債権については、滞留期間や内容によって一定のルールのもと貸倒引当金を算定しており、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に財政状態、経営成績等を考慮して算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合には貸倒引当金を積み増すことがあり、翌連結会計年度以降に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	546百万円
--------	--------

なお、上記の繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	9,813百万円
機械装置及び運搬具	517百万円
土地	3,195百万円
 - (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	1,608百万円
長期借入金	11,504百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,592百万円
 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 4,315千株
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	320	0	—	321

(変動の事由概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	319	80.0	2024年3月31日	2024年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定であります。

- ① 配当金の総額 479百万円
- ② 1株当たり配当額 120.0円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月30日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。市場価格のない株式等については定期的に財務諸表を取り寄せ、財務内容を把握しております。長期貸付金は、取引先企業等に対し行っております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。営業債務の一部に原料等の輸入に伴う外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、将来の為替相場による損失を回避するため、為替予約取引において、財務上発生している為替リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためデリバティブ取引を導入しています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	11,836	11,836	—
(2) 長期貸付金	41		
貸倒引当金 (* 3)	△3		
	38	38	0
資産計	11,874	11,875	0
長期借入金 (* 4)	(15,712)	(14,637)	△1,075
負債計	(15,712)	(14,637)	△1,075
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(* 1) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	407
非上場株式	270

(* 3) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(* 4) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,836	—	—	11,836
資産計	11,836	—	—	11,836

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	38	—	38
資産計	—	38	—	38
長期借入金	—	14,637	—	14,637
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	14,637	—	14,637

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の振当て処理によるものは、ヘッジ対象とされている営業債務と一体として処理されているため、その時価は、当該営業債務の時価に含めて記載しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベルの2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

[賃貸等不動産に関する注記]

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、主に賃貸用の建物等（土地を含む）を有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,509	4,847

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額または市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

[収益認識に関する注記]

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	水産物 卸売事業	冷蔵倉庫 事業	不動産 賃貸事業	荷役事業	
一時点で移転される財	140,360	118	—	693	141,171
一定の期間にわたり移転される財	219	7,908	—	—	8,127
顧客との契約から生じる収益	140,579	8,026	—	693	149,299
その他の収益	—	—	602	—	602
外部顧客への売上高	140,579	8,026	602	693	149,902

- 顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	14,610
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	12,622
契約負債(期首残高)	183
契約負債(期末残高)	120

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において売掛金と表示しております。

当連結会計年度において、契約資産はありません。

契約負債は主に、商品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債の残高について、重要な変動は特にありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約期間が一年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 8,020円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 726円41銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,351	流動負債	13,618
現金及び預金	5,104	受取販売未払金	312
売掛金	5,900	買掛金	4,839
商品	5,674	短期借入金	6,981
短期貸付金	649	1年以内返済予定長期借入金	217
その他	138	未払金	136
貸倒引当金	△116	未払費用	370
		未払法人税等	484
		賞与引当金	92
		役員賞与引当金	25
		修繕引当金	30
		その他	128
固定資産	24,194	固定負債	4,365
有形固定資産	1,876	長期借入金	951
建物	916	繰延税金負債	2,501
備品	42	退職給付引当金	247
土地	908	預り保証金	665
建設仮勘定	9		
無形固定資産	2,791	負債合計	17,984
借地権	1,745	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,020	株主資本	17,131
ソフトウェア仮勘定	25	資本金	2,995
投資その他の資産	19,526	資本剰余金	1,342
投資有価証券	11,585	資本準備金	1,337
関係会社株式	6,727	その他資本剰余金	5
長期貸付金	474	利益剰余金	13,494
前払年金費用	564	利益準備金	748
差入保証金	144	その他利益剰余金	12,745
その他	154	固定資産圧縮積立金	117
貸倒引当金	△123	別途積立金	6,850
		繰越利益剰余金	5,777
		自己株式	△701
		評価・換算差額等	6,431
		その他有価証券評価差額金	6,431
資産合計	41,546	純資産合計	23,562
		負債及び純資産合計	41,546

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		102,983
売 上 原 価		96,706
売 上 総 利 益		6,277
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,730
営 業 利 益		547
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	876	
そ の 他	44	920
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	56	
そ の 他	26	82
経 常 利 益		1,385
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	768	
固 定 資 産 売 却 益	15	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	46	
関 係 会 社 清 算 益	86	916
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	58	
そ の 他	5	63
税 引 前 当 期 純 利 益		2,238
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	487	
法 人 税 等 調 整 額	△17	469
当 期 純 利 益		1,769

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金				繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,995	1,337	5	748	119	6,850	4,325	△700	15,682	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△319		△319	
当期純利益							1,769		1,769	
自己株式の取得								△0	△0	
税率変更による積立金の調整額					△1		1		—	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△1	—	1,451	△0	1,448	
当 期 末 残 高	2,995	1,337	5	748	117	6,850	5,777	△701	17,131	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高		21,883
当 期 変 動 額	6,201	
剰余金の配当		△319
当期純利益		1,769
自己株式の取得		△0
税率変更による積立金の調整額		—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	229	229
当 期 変 動 額 合 計	229	1,678
当 期 末 残 高	6,431	23,562

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

商品…………… 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～47年

備品 4～12年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間 (5年間) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 修繕引当金

住宅及び賃貸不動産の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

(5)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時の翌事業年度から10年の定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

水産物卸売事業

当事業は、水産物の委託販売業務および買付販売業務を行っております。水産物の委託販売業務におきましては代理人取引にあたるため顧客から受け取る対価の総額ではなく、純額(手数料相当額)を収益として認識しております。買付品販売業務におきましては商品売買取引であり、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品の販売などについて出荷基準の場合に、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であれば、出荷時に収益を認識しております。

不動産賃貸事業

当事業は、通常賃貸借取引に準じた金額を収益として認識しております。

[会計方針の変更に関する注記]

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）に定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 棚卸資産の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|-----------------------------------|----------|
| 商品 | 5,674百万円 |
| 通常の販売目的で保有する商品の
収益性の低下による簿価切下額 | 12百万円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は主として個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額の算出方法については、見積売価に期末在庫数量を乗じて算出しております。見積売価については、期末日に最も近い通常取引における販売価格などにより見込んでおります。

正味売却価額の見積りは、市場の需給関係に影響を受けること、容易に見積れないものがあること等の不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

(2) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|-----------|--------|
| 貸倒引当金（流動） | 116百万円 |
| 貸倒引当金（固定） | 123百万円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、売掛金や貸付金等の債権について、一般債権については、滞留期間や内容によって一定のルールのもと貸倒引当金を算定しており、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に財政状態、経営成績等を考慮して算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合には貸倒引当金を積み増すことがあり、翌事業年度以降に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一百万円

なお、上記の繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しておりません。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,869百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2. 関係会社に対する短期金銭債権	825百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	444百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	3,758百万円
5. 有形固定資産の圧縮記帳額	169百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	6,012百万円
仕入高	1,319百万円
販売費及び一般管理費	376百万円
営業取引以外の取引高	576百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(千株)	320	0	—	321

(変動の事由概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金		75百万円
退職給付引当金		77百万円
未払金		34百万円
賞与引当金		28百万円
投資有価証券評価損		342百万円
その他		90百万円
	繰延税金資産小計	648百万円
評価性引当額		△423百万円
	繰延税金資産合計	225百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額		2,494百万円
固定資産圧縮積立金		54百万円
前払年金費用		177百万円
	繰延税金負債合計	2,727百万円
	繰延税金負債の純額	2,501百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員兼任等	事業上の関係				
子会社	柏魚市場㈱	水産物卸売事業	所有直接100.0	兼任1名	商品の販売・仕入等	資金の借入 資金の返済 利息の支払	5,540 2,710 16	短期借入金 未払利息	2,830 1
	㈱ホウスイ	水産物卸売事業 冷蔵倉庫事業	所有直接100.0	兼任3名	商品の販売・仕入等	資金の回収 利息の受取	159 8	長期貸付金 短期貸付金 未収利息	444 159 0
	中央フーズ㈱	水産物卸売事業	所有直接40.0 間接60.0	兼任1名	商品の販売・仕入等	商品の販売	4,723	売掛金	112

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 商品の販売については、当社と資本関係を有しない他の取引先と同じ取引条件、価格は同じ決定方法によっております。
- (2) 借入金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (3) 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱足利本店	鮮魚卸売事業	被所有直接7.6	兼任1名	鮮魚等の仕入	商品の仕入	821	受託販売未払金 買掛金	0 3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売については、当社と資本関係を有しない他の取引先と同じ取引条件、価格は同じ決定方法によっております。

[収益認識に関する注記]

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	5,899円04銭
2. 1株当たり当期純利益	442円91銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

中央魚類株式会社

取締役会 御中

監査法人 和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大嶋 豊
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鹿倉 良洋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央魚類株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央魚類株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

中央魚類株式会社

取締役会 御中

監査法人 和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大嶋 豊
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鹿倉 良洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央魚類株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の基本方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の基本方針、監査の計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、業務監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

会計監査人(監査法人和宏事務所)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人(監査法人和宏事務所)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

中央魚類株式会社 監査役会

監査役(常勤) 池 本 新 介 (印)

監査役(社外) 澤 野 敬 一 (印)

監査役(社外) 平 尾 嘉 昭 (印)

以 上